

令和7年6月30日

玉城町公告第21号

玄甲舎併設交流施設利活用事業者公募要領

<はじめに>

玉城町では伊勢との広域観光連携の周遊コンテンツを確立し、観光情報の提供をすることを目指しています。その拠点となるひとつとして「玄甲舎※」があります。

当該エリア(以下、玄甲舎エリア※別紙1)では、地域の伝統文化を伝承し、「教育」「保健福祉」「観光」といった複数の地域課題を持続的に解決する地域運営組織(まちづくり協議会)の活動拠点として、また、地域住民や観光客が気軽に集い、何度も訪れたくなる、多世代交流・魅力創造拠点を目指しています。

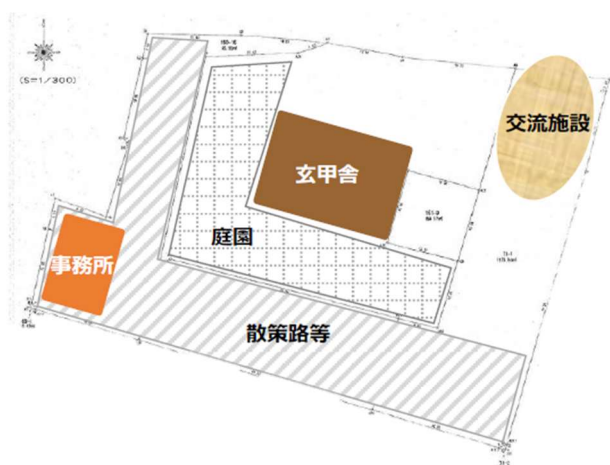
<玉城町について>

面積 : 40.91km²

人口 : 14,929 人 (2025 年 5 月 31 日現在)

人口密度 : 365 人/km²

<玄甲舎について>



※弘化4年(1847年)、田丸城主久野丹波守(くの たんばのかみ)の家老で、畿内の茶人三傑の一人とうたわれた金森得水によって設計・建築された別邸が「玄甲舎」です。茶室・迎賓用を兼ねた数寄屋と、家族が生活を営む居宅で構成された数寄屋造りが特徴的な建物で、築後170年が経過していますが、玉城町では、敷地建物全体を史跡として位置付けて、新しい地域文化振興の拠点施設として広く親しまれるように活用しています。

1. 玄甲舎併設交流施設

(1) 施設内部、設備について

別紙図面参照。

(2) 家賃について

70,000 円/月とする。但し、事業内容等によって減額あり。

(3) その他経費について

光熱費や水道、警備委託料等は賃借人負担とする。

2. 公募対象事業

業種や事業分野は問わないが、「玄甲舎」横の集客交流施設において事業実施が可能で、地域経済の活性化に寄与する可能性を持つ事業。

〈例〉

住民も観光客も気軽に集える玄甲舎の入り口

地域住民も観光客も気軽に訪れ、玉城町のモノ・コトを購入・体験することができる玄甲舎の入り口として、

- ・喫茶スペースにおけるお茶や玉城スイーツの提供

- ・飲食スペースにおける郷土料理・地産品メニューの提供 等

その他、ものづくり、コミュニティビジネス、小売販売など、幅広い分野のプラン

3. 応募要件

応募者要件は次の要件を満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 玉城町商工会の会員であること。又は、会員となること。

4. 利活用事業者選定方式

企画提案コンペ方式（プレゼンテーション審査プロポーザル方式）

5. 企画提案資料の提出及び期限等

(1) 提出書類

- ① 玄甲舎併設交流施設利活用事業者 応募申請用紙（様式1）
- ② 企画提案書（様式任意）

(2) 提出期限 令和7年7月22日（火）正午まで（必着）

(3) 提出方法 玉城町産業振興課窓口提出

6. 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書等を審査する審査委員会を開催し、プレゼンテーション審査を実施する。

(2) 審査項目・

目的・対象事業に準じたうえで、以下の5点について評価いたします。

審査項目	全体に占める割合
市場性・成長性	10／50
実現可能性	10／50
競争優位性	10／50
地域経済波及効果・社会貢献度	10／50
資金関係・収支計画	10／50

審査は、副町長、教育長、まちづくり推進課長、産業振興課長が実施します。

(3) 審査日 令和7年7月29日（火） 14：00～

(4) 審査結果

令和7年8月6日（水）午後5時までに町ホームページで公表予定（決定した事業者へ連絡）

(5) 利活用事業者の選定

審査の結果、総合点数が満点の6割以上かつ最も総合点数が高い事業者を玄甲舎併設交流施設利活用事業者として選定する。ただし、該当最高点数事業者が複数ある場合は、審査者の協議により選定する。

(6) その他

審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。